

03_軽自動車税(種別割)_標準仕様書(案)_02_帳票要件

※橙字は、R2年度WT協議結果の反映箇所
※青字箇所は、R3年度修正箇所

利用 区分	No.	帳票名称	帳票概要(帳票の用途)	実装すべき 帳票	実装しても しなくても良い帳票	用紙 (外部帳票)	代替可否 (内部帳票)	備考	要件の考え方・理由 (外部帳票を中心に記載)	要件の修正内容に関する補足	構成員回答集約	対応方針
内/外												
内部	3	弁償金納付者リスト	指定期間内に弁償金が発生した 債務者 のリスト。調定時の資料。 主な印字項目は、出力範囲（指定期間）、出力日、 債務者番号 （年度内の弁償金が発生した 債務者 順に自動付番）、氏名、住所、収納の有無、備考、合計件数。		●	—	代替不可			弁償金であることを踏まえ、納税義務者より債務者の方が表現として適当であるため修正しました。	【D市意見】 基本的に弁償金の債務者は標識交付の際に住民情報等を登録済みの人だと考えられるので、債務者番号ではなく宛名番号が出力されることが望ましいと思います。 また、どの標識についての弁償金を一目でわかるようにするために、標識番号も印字される必要があると考えます。	ご意見の通り、債務者の宛名番号で事足りるものと考えられますので、該当箇所の修正を行います。 標識番号についても印字項目の例示に加えたいと思います。
外部	28	課税明細	複数車両の所有者または 同一世帯の単位 で課税税拠となる車両情報、税額などの明細を記載した帳票。		●	汎用紙	—		納税通知書と課税明細が一体型となった様式の実装も可とする。	検討会及び全国照会を踏まえ、一部の団体で納税通知書を送付する際に所有車両の台数が多い納税義務者に対して課税した車両の明細を添付する運用が見受けられた。 各市区町村の住民サービスの考え方により利用有無を判断する帳票となるため、オプションとする。	【K市意見】 何台以上所有している場合に明細を出力するか選択できるようにしてほしい。（当市では6台以上の場合に明細を作成している。）	ご意見を踏まえ帳票の出力条件として、所有台数を指定できるように要件化を行います。
内部	23	納税通知書（納付書払い） 発送者一覧（ 納付書払い ）	納税通知書（納付書払い）の発送対象者について、通知書番号、軽自管理番号、納税義務者宛名基本情報、車種、車両番号（標識番号）、年税額を出力条件別/出力順に記載した一覧。	●		—	代替不可				【A市意見】 納税通知書と同じ内容を印字するという意味で、送付先宛名基本情報（氏名、住所等）も印字項目とすべきと考える。 ※納税義務者宛名基本情報に送付先宛名情報が含まれるのであれば、別途記載不要。	お見込みの通り納税義務者宛名基本情報に包有されています。
内部	24	納税通知書（口座振替） 発送者一覧	納税通知書（口座振替）の発送対象者について、通知書番号、軽自管理番号、納税義務者宛名基本情報、車種、車両番号（標識番号）、年税額、口座情報を出力順に記載した一覧。 一括出力条件ごとに作成を行う。	●		—	代替不可				【A市意見】 納税通知書と同じ内容を印字するという意味で、送付先宛名宛名情報（氏名、住所等）も印字項目とすべきと考える。 ※納税義務者宛名基本情報に送付先宛名情報が含まれるのであれば、別途記載不要。	お見込みの通り納税義務者宛名基本情報に包有されています。
内部	26	納税通知書引き抜き対象者一覧	通知書発送前に、 税額変更 処理や住所変更（海外転出含む）、 前年度減免対象者 、 DV支援措置者 、死亡、職権消除があった該当者や印字エラー、 納税通知書（一般/口座）が指定の枚数以上になるもの の引き抜きや差し替えを行うために利用する。 主な印字項目は、通知書番号、宛名 基本 情報、車両番号（標識番号）、税額、 納税通知書（一般/口座）枚数 、引き抜き差し替えの事由。	●		—	EUCで代替可				【I市意見】 左記帳票概要について、軽自管理番号が抜けていると思われる。	軽自管理番号を印字項目の例示に追記します。
内部	32	減免申請書発送者一覧	減免申請書の発送対象者について、宛名 基本 情報、車両番号（標識番号）等を記載した一覧。		●	—	代替不可				【I市意見】 左記帳票概要について、軽自管理番号が抜けていると思われる。	軽自管理番号を印字項目の例示に追記します。
内部	33	減免未申告一覧	減免申請書の発送を発送したが申請のなかった対象者の宛名 基本 情報、 車両番号（標識番号） 、減免区分等を記載した一覧。		●	—	代替不可				【I市意見】 左記帳票概要について、軽自管理番号が抜けていると思われる。	軽自管理番号を印字項目の例示に追記します。
内部	40	税額変更決議集計表	税額変更に係る異動分について、車種、 税額 変更事由ごとに税額、件数、 それぞれの合計 を集計した資料。 決議、報告用。	●		—	代替不可			税額及び件数の合計であることが分かるよう表現の見直しを行いました。	【I市意見】 左記帳票概要について、課税年度別に集計できるほうが望ましい。	過年度に対する税額変更分は別途条件を指定する趣旨とお見受けしました。 帳票概要に課税年度ごとの集計についても追記します。
内部	44	税額変更通知書発送者一覧	税額変更通知書の発送対象者について、通知書番号、軽自管理番号、納税義務者宛名 基本 情報、車種、車両番号（標識番号）、 変更前 税額、 変更後 税額、 税額変更日 、 税額変更 事由を出力順に記載した一覧。 期間を指定して作成を行う。	●		—	代替不可				【A市意見】 帳票概要が、No38.税額変更者リストの内容を全て内包している。同様のリストと考える。 同じ内容が出力されるのであれば、混乱するので要件から削除しても良いと考える。 または、No38に「期間を指定して作成」を追加する。もしくは、 実装しなくても良い帳票に変更すべきではないか。 No38. 税額変更者リスト →「システムで税額変更処理を行う前に対象者を確認するための一覧」の説明を追記。 →「変更後税額、差引税額、納期限」は算出前のため削除。 「通知書番号」も税額変更通知作成前になるため削除。 No42. 税額変更処理結果確認用一覧 →「通知書番号」は税額変更通知作成前になるため削除。 No44. 税額変更通知書発送者一覧 →「税額変更通知書を作成した対象者」の一覧とする。	関係する帳票について、内容が分かりづらいため業務フロー上の位置づけにしたがって、帳票概要を以下の通り修正したいと思います。 No38. 税額変更者リスト →「システムで税額変更処理を行う前に対象者を確認するための一覧」の説明を追記。 →「変更後税額、差引税額、納期限」は算出前のため削除。 「通知書番号」も税額変更通知作成前になるため削除。 No42. 税額変更処理結果確認用一覧 →「通知書番号」は税額変更通知作成前になるため削除。 No44. 税額変更通知書発送者一覧 →「税額変更通知書を作成した対象者」の一覧とする。
外部	45	課税取消通知書	課税取消の対象となった車両の納税義務者に対し、取消事由や取消税額等を通知する文書。		●	汎用紙	—		用紙のオプションとして、 圧着はがきあり。 年度途中で課税取消となった場合には、原則として税額変更通知に当該内容を印字して送付する運用を前提としている。 ただし全国照会を踏まえ一部の団体では課税取消通知書を送付する運用が執り行われている状況であるため、当該帳票をオプションとしている。	【確認事項】 課税取消通知書について、一括発行の想定はあるかご教示ください。 税額変更と同様に月次などで一括発行の運用が想定されるようであれば、発送者一覧の定義を行います。	【C市意見】 No.43を使用するため不要 【D市意見】 当市では課税取消通知書の代わりに更正決定通知書（税額変更通知書）を送付していますが、月次処理として一括で発送しておりますので、課税取消通知書を発行している団体でもそのような取り扱いをしている可能性はあるのではないかと考えます。 【I市意見】 当市では賦課取消の入力をした際、1件ずつオンラインで出力しているため、一括発行の運用は想定していない。 また、もし月次で処理する自治体があるのであれば、No44同様、課税取消通知書についても発送者一覧があった方がよいと考える。	D市意見を踏まえると一括発行を行うケースも想定して問題ないかと考えますので、オプション帳票として「課税取消通知書発送者一覧」を追加します。

利用 区分	No.	帳票名称	帳票概要(帳票の用途)	実装すべき 帳票	実装しても しなくても良い帳票	用紙 (外部帳票)	代替可否 (内部帳票)	備考	案件の考え方・理由 (外部帳票を中心に記載)	要件の修正内容に関する補足	構成員回答集約	対応方針
外部	48	課税物件異動通知書	他市町村の登録車両の廃車受付（原付・小型特殊）を行った際に該当団体へその旨を知らせる文書。	●		汎用紙	—	用紙のオプションとして、任意はがきあり。	他自治体の廃車受付(原付・小型特殊)を行った場合には重複課税を避けるために旧自治体に対し当該課税物件(車両)の廃車を行った旨を通知する必要があることから、当該帳票を必須とする。	市町村交付の標識であることが明確になるよう対象車種を追加しました。	【D市】 「原付・小型特殊」に「ミニカー」を加えていただきたいです。 【I市】 左記帳票概要に「ミニカー」の記載が無いが、これは「(原付・小型特殊)」という文言にミニカーも包含されていると解釈してよいか。	ミニカーも原動機付自転車に含まれる認識です。
外部	63	廃車申告書兼標識返納書	廃車申告を行う際に利用する第三十四号様式（十六条関係）。 廃車受付の際にすでにシステム登録されている納税義務者情報や車両情報を印字して出力する。	●		汎用紙	—		当該帳票は記入様式であるが、転出する対象者に対してシステムの情報を印字した申告書を渡すことで市民側の記入負担の軽減になる点で有用であるため必須とした。	窓口事務の運用によって要否が異なるものと思いますが、あれば利用するという認識で相違ないでしょうか。	→問題ないことを確認した。	修正なしとします。
内部	65	返戻対象者一覧（全件）	返戻対象者の一覧表。返戻後の再送付漏れ、公示送達漏れを防ぐために使用する。 主な印字内容は、発送日、納税義務者情報（氏名、生年月日、納税義務者宛名番号、住所（変更前/変更後））、通知書番号、標識番号、税額、納期限、調査状況。	●		—	EUCで代替可			青字部分について、他の箇所の記載に合わせて「発布」→「発送」としています。 また、納税義務者番号が宛名番号を指すことが分かるよう記載を修正しました。	【I市意見】 左記帳票概要について、軽自管理番号が抜けていると思われる。	軽自管理番号を印字項目の例示に追記します。 また、返戻対象者一覧(全件、調査中、未調査)については出力条件での違いになると思われるため、帳票要件として統合する方向で検討しています。
内部	66	返戻対象者一覧（未調査）	調査状況が未調査となっている返戻対象者の一覧表。調査時参照用の資料。 主な印字項目は、氏名、標識番号、通知書番号、変更前の住所、変更後の住所、当初納通発送日、納期限、備考。	●		—	EUCで代替可			青字部分について、他の箇所の記載に合わせて「発布」→「発送」としています。	【I市意見】 左記帳票概要について、軽自管理番号が抜けていると思われる。	軽自管理番号を印字項目の例示に追記します。 また、返戻対象者一覧(全件、調査中、未調査)については出力条件での違いになると思われるため、帳票要件として統合する方向で検討しています。
内部	67	返戻対象者一覧（調査中）	調査状況が調査中となっている返戻対象者の一覧表。収納側への連絡用資料。 主な印字項目は、宛名番号、返戻年月日、通知書番号、氏名、住所、標識番号、納期限、備考。	●		—	EUCで代替可				【I市意見】 左記帳票概要について、軽自管理番号が抜けていると思われる。	軽自管理番号を印字項目の例示に追記します。 また、返戻対象者一覧(全件、調査中、未調査)については出力条件での違いになると思われるため、帳票要件として統合する方向で検討しています。
内部	68	納期変更者リスト	返戻調査の際、納期変更を行った車両のリスト。収納側への連絡用資料。 主な印字項目は、通知書番号、標識番号、氏名、郵便番号、住所、納通発付日、納期限、備考。	●		—	EUCで代替可				【I市意見】 左記帳票概要について、軽自管理番号が抜けていると思われる。	軽自管理番号を印字項目の例示に追記します。
内部	71	公示送達対象者一覧	公示送達となった車両の納税義務者情報のリスト。収納側への連絡の際や、公示送達の起案作成時に使用する。 主な印字項目は、通知書番号、納税義務者情報（宛名番号、氏名、住所）、種別、税額、標識番号、合計件数、合計金額、調査事項、備考。	●		—	代替不可				【I市意見】 左記帳票概要について、軽自管理番号が抜けていると思われる。	軽自管理番号を印字項目の例示に追記します。
外部	75	照会事項回答書	他自治体、税務署や警察署（公安委員会含む）等からの照会事項への回答様式。	●		汎用紙	—		外部機関からの照会があった際の回答書作成について、標準仕様として要件化されることで事務負担の軽減や自治体ごとの回答書式統一による対外的な分かりやすさが向上する点を考慮して必須機能とする。 一方で警察（公安委員会含む）等からの照会については一部都道府県において、照会機関側が回答様式を指定するケースがあることから当該機関への回答書作成はオプションとする。		【I市意見】 左記要件の考え方・理由において、「警察(公安委員会含む)等からの照会については～オプションとする」と記載があるが、実装すべき帳票として定義されており矛盾が生じている。 警察(公安委員会含む)等からの照会は件数も多く、都道府県毎にレイアウトは多少異なるかもしれないが照会内容にそこまで差異があるわけではないので、必須機能が望ましい。	照会事項回答書のうち汎用的な様式は左記の定義のまま必須とし、都道府県警様式に対応した回答書は別途オプションの帳票要件として記載します。